

□ 今月のことば □



常議員会の役割

常議員会議長 三澤 正義



はじめに

2002年5月号本誌の〔今月のことば〕の冒頭に「会長の多忙さは超猛烈，副会長の多忙さは猛烈であります。おそらくこれはボランティアの役職という範疇をはるかに超越しているのではないか...」という記載があったことを覚えておいででしょうか。正副会長会の繁忙性は止まるところを知らず，本年度は特に，特定侵害事件の共同代理権の獲得という大事業を軌道に乗せなければならず，また，次に控える単独訴訟代理獲得のための第3次弁理士法改正のための画策という重責を担っての正副会長会の繁忙性は想像を絶するものがあります。事実，この約1年足らずの活動を見ても想像以上のようです。

常議員会は何をしていたのか!!

そのような中で常議員会は何をやっていたのでしょうか。

1. 意見書の提出

当初正副会長会から「常議員会での審議要望事項（審議委嘱事項ではない）」として次の各項目が提案されました。

- (1) 常議員の代議員的性格を含む常議員会の職務権限について
- (2) 弁理士及び日本弁理士会の社会貢献（プロボノ活動）のあり方について
- (3) 日本弁理士会の収益事業について
- (4) 会員研修のあり方について

この中で，上記(3)は総合政策検討委員会で審議中であること，また上記(4)は研修所で検討中であることから常議員会は上記(1)，(2)について自発的に審議することになりました。

5ヵ月間に亘って第一委員会及び第二委員会にて並行して審議し，最後は調整委員会で調整を行って，次のような2種類の意見書を正副会長会に提出しました。

(1) 意見書1（平成14年9月17日提出）「常議員会の職務権限について」

役員としての常議員の権限の確保を図るために旧会則に規定されていた以下の内容を盛り込んだ会則改正案について意見書を提出しました。代議員的性格については日本弁理士会のブロック化を含む問題があるため割愛しました。

総会提出議案の先議権（旧会則第50条に対応）

緊急時の代議権

緊急事態が発生したときには総会を開催して決議を行なう時間的余裕が無い場合が多いので，常議員会に代議権（仮執行認可権）を与えて，この議決により正副会長会が仮執行できるようにしたものです（後の総会で承認を得ることになります）。

建議等事項の審議権（旧会則第44条の2に対応）

今回弁理士法の改正により常議員は会則で定めた役員となった（会則第61条）ため、旧法下での常議員自らの建議や答申を対外的に行うことはできないものと解されますので、「経済産業大臣又は特許庁長官に対する建議又は諮問の答申に関して審議し、決議すること」という規定を提案しました。

總會委任事項の審議（旧会則第44条の2第1項2号）

たとえば總會における討論が紛糾して混乱したり、より深く調査をして慎重に検討することが必要と認められたときに、再度總會を開催する代わりに常議員会で審議して決定することができるようにするものです。

(2) 意見書2（平成14年10月29日提出）「社会貢献のあり方について」

弁理士に対する公益性の要望が高まる時代の流れに対応して、会員の社会貢献に対する意識を高揚し、実効あらしめるために会則中に以下の項目（訓示規定）を設けることを提案しました。

会則第40条「委嘱事項及び社会貢献活動を行なう義務」の規定中に第5項として「会員は本会又は本会が設置する機関が行なう社会貢献活動に積極的に協力するよう努めなければならない」という内容を追加することを要請するものです。

2. 常議員当選者を対象としたオリエンテーション

平成14年12月11日に正副会長会から下坂総括副会長及び渡辺担当副会長に参加して頂き、常議員当選者十数名に対してオリエンテーションを行いました。テキストとして「常議員ハンドブック」を使い、白井副議長の司会のもとで関正治第一委員長、伴正昭第二委員長、朝日奈宗太副議長の順序でオリエンテーションを行いました。

3. 今後の予定

上記1に記載しました2種類の意見書は常議員会の決議を経ていないものであるため、この2月後半を目途に常議員会を開いて決議をする予定となっております。この決議の対象は、会則第78条第1項(1)～(4)の職務のみでなく、第3項の意見に関しても行えることは、旧会則第58条第2項の精神から明らかです。

要するに『常議員会も頑張っているんだ』ということを知って頂きたいのです。

おわりに

「常議員ハンドブック」にも明示されているように「常議員会は日本弁理士会の会務全般に対する審議機関であるとともに、中長期的な視点から、建設的提言、政策提言を行う機関」なのです。換言すれば、事前監査的機能と御意見番的機能を有するのです。本年度は総勢55名で、来年度からは40名に減りますが、若手の会員を多く含む有能なメンバーが居りますので、正副会長会では手に負えないような重要事項の審議については常議員会を活用して繁忙性の解消を図るべきであることを提言します。